

令和5年度地域連携型拠点誘致推進事業委託業務

企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度地域連携型拠点誘致推進事業委託業務

2 業務の目的

首都圏企業の地方への拠点分散の動向や場所にとらわれない働き方が普及した現状を捉え、本道への本社機能や開発拠点の移転をはじめ、企業のサテライトオフィス等の立地に向け、デジタル関連産業等の首都圏企業への誘致活動を展開する。

3 委託業務の内容

(1) フォーラムの開催に係る企画立案及び運営等

首都圏企業を対象（デジタル関連の首都圏企業を重点対象）とし、ビジネスフィールドとしての北海道の魅力等を幅広くPRするフォーラムを東京都内で開催する。

ア 開催日程：令和5年（2023年）12月頃、1日間

イ 開催方法：東京都内のホテルにおけるリアル開催及びオンライン開催（ライブ中継）

＜ホテル選定基準＞

- ・スクール形式で100名以上収容できること。
- ・フォーラム終了後、下記の個別情報交換会が開催できること。
- ・講師及び道関係者用の控室として、2部屋用意すること。

ウ 参集範囲

首都圏企業等関係者100名程度。なお、デジタル関連の首都圏企業を中心に広く集めること。

エ 内 容

i フォーラム

- ・道の立地優位性プレゼンテーション
 - ・道内立地企業の講演（3社程度）
 - ・道内市町村の立地環境PR（3団体程度）
- ※道内市町村のPRに係る旅費及び報償費は、受託者の負担なし。

ii 個別情報交換会

- ・フォーラム参加者及びフォーラム講演者等の個別の情報交換や立地相談ができる機会を設けること。

オ 参加者募集に係る広報及び集客

- ・ダイレクトメールやターゲティングメール、WEB申込等、参加対象者への効果的・効率的な広報や集客を行うこと。
- ・発送・配信は、2,000件以上行うこと。
- ・募集のチラシ(A4両面カラー1,300枚)を作成すること。

カ アンケート

参加者へのアンケート（満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等）を実施すること。

(2) 道内地域と首都圏企業との連携促進イベントの開催及び運営

デジタル関連産業を中心とした首都圏企業を対象とし、東京都内の交流拠点において、道内地域ごとの詳細な立地環境などをPRするマッチングセミナーを開催する。

ア 開催日程：令和6年（2024年）1～2月頃、3日間程度

イ 開催方法：東京都内の交流拠点での開催

※オンライン対応は道と協議すること。

会場は、エコツェリア協会の運営するコワーキングスペース

「3×3Lab Future」の（会場名：サロン）を利用を想定すること。

※本イベントは、会場の運営団体と連携して実施するものであり、

受託者が見込む会場費の負担は、下記ホームページ記載の利用料金の半額程度を想定すること。

<<https://www.33lab-future.jp/price.html>>

ウ 参集範囲：各日で首都圏企業等関係者30名程度。3日間で計100名程度。

上記（1）のフォーラムの参加者を含め、デジタル関連企業を中心に集客を行うこと。

エ 募集方法：

ダイレクトメールやターゲティングメール、WEB申込等、効果的な募集方法とし、発送・配信件数は、4,000通以上とすること。

また、募集用のチラシ（A4両面カラー1,500枚）を作成すること。

オ 北海道側の参加者：

北海道、道内市町村（大学・団体等を伴う場合あり）、道内関係企業等が参加。

※道及び道内市町村参加者の旅費については、受託者の負担なし。

カ 内 容

各日で下記内容を実施すること。

i 道内地域と首都圏企業とのマッチングセミナー

・道からの立地環境PR

・道内関係企業からのPR

・道内地域（市町村・大学・団体等（2地域程度））による企業誘致の取組紹介

ii 意見交換会

首都圏参加企業と、道内市町村関係者が、意見交換ができる機会を設けること。意見交換会では、各地域の魅力や立地環境等について情報・意見交換を行うとともに、地域の様々な課題を具体化し、デジタル等を活用した地域の魅力向上や、課題解決に向けた意見交換を行うこと。

※道及び道内市町村の講演者への謝金については、受託者の負担なし。

キ アンケート

参加者へのアンケート（満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等）を実施すること。

※（1）～（2）の詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

（企画提案時点で会場の仮押さえ、講演者のアポイントなどは必要としない。）

(3) 事業実施報告書の作成

上記(1)から(2)に係る報告書(アンケート結果も含む)を作成し、委託期間内に納品すること(紙媒体3部、電子媒体1式)。

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2023年)3月15日(金)まで

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1 実施体制	
	①実施体制・役割等
2 実施手法	
	①業務処理工程表・経費積算
3 実施方策	
	①フォーラム(個別情報交換会を含む。)の開催について
	②道内地域と首都圏企業の連携促進イベントの開催について
4 実績	
	①過去の実績
5 追加提案	
	①追加提案
6 道施策との適合性(該当がある場合)	
	①「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	②「障がい者雇用」
	③「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書の写しを提出すること。

道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書の写しを提出すること。

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書の写しを提出すること。

なお、複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等の写しを提出すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）9 月 25 日（月）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 6 部
※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 5 部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）9 月 25 日（月）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続において使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
郵便番号 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）
北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進係（担当：磯和）
電話 011-204-5324